

毎週火、金曜日発行(但休日等に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告
昭和三十二年度に係る「各耕地事務所並びに中海干拓事業所」の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第二百六号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十二年にかかる各耕地事務所並びに中海干拓事業所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年八月二十二日

鳥取県監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 千代西尾泰章

同 杉谷正雄

監査箇所

執行年月日

西部耕地事務所	同	昭和三十三年四月二十三日
中部耕地事務所	同	五月七日
東部耕地事務所	同	五月十八日
中海干拓事業所	同	六月二十五日
		四月二十四日

耕地事務所、中海干拓事業所

今回東、中、西部耕地事務所並びに中海干拓事業所に対する昭和三十二年定期監査を執行したが、その結果本年度各種事業は県営事業の一部を除き他はいずれも順調に執行されたものと認められた。しかしながら耕地事業費は国の財政事情等もあつて逐年圧縮され中でも県営事業は遅々として進まず地元関係者に不安焦その声がある。また各種補助事業はいずれも事業主体が弱体のため財務運営処理等については県の援助負担がますます重荷し勢い行政指導の徹底と確保に万全を期し難い実情である。

更に本監査を通じ各所で指摘される共通の事項は概ね次のとおりである。

これらの諸事項は行財政効率の見地から充分検討考慮し事業団体の育成強化と本県農業土木施設の速かなる整備改善に資するよう格別の配慮を要望する。

一 県営事業の推進について

県営用排水改良事業を始め畑地かんがい事業等の進捗状況は次のとおり極めて低調で完成期までには今後な

お相当の歳月を要し、早期生産効果はもとより地元改良区の財務運営等にも支障を来し関係農民の間に不安が高まっているので、事業費確保と財源措置が望まれる。

なお既完成工事のうち恒久的公共施設の維持管理については各所とも苦慮しているもので、施設完了と同時に地元改良区に移管し万全を期せしめる要がある。

○用排水改良事業

事業名	全体事業費		三三年末施工済事業費		進捗率	着工年度
	千円	円	千円	円		
北条用排水	174,300	174,300	33,500	14,700	19.2%	三
大沢排水	127,100	127,100	8,300	118,750	6.5%	三〇
東郷池排水	107,500	107,500	3,800	103,650	3.5%	三〇
○畑地かんがい事業						
北条浜かんがい	34,500	34,500	9,300	14,200	40.5%	二七
湖山砂丘かんがい	31,000	31,000	2,000	4,900	6.5%	二八

(単位千円)

○干拓事業

崎津干拓

333,000

53,000

17,500

16.5%

二六

○地盤変動対策事業

東郷池周辺

30,900

36,500

34,100

30.0%

三〇

二 補助事業の適正執行について

各種補助事業は国の間接補助事業であつて、いずれも市町村又は土地改良区が施工主体であるが、これらの団体が未だ弱体のため県の援助負担が重荷し各所とも職員不足を告げ行政指導の徹底が期し難いことは既に過去の監査で指摘してゐるとおりであるが、更に土地改良協会との業務の負担区分を明確にし団体の自主的適正執行の指導と併せ技術職員の設置勧奨及び事務処理の整備等団体の健全運営に努め事業の実施責任と補助金交付者(県)の責任とを的確にするよう根本的に検討し是正改善を図る要がある。

主務課の内部連絡に配慮を欠き現地指導監督に徹底を欠いていた事例があつたことは遺憾である。本庁関係課は相互連けいを緊密にし事業施工面の監督指導並びに検査体系を確立し、適正施工の徹底を期する要がある。

四 耕地事務所内部組織について

事務所の内部組織については昨年七月の機構改革によつて従来の県営事業所を耕地事務所の附設機関とし、所長の監督下におかれたが、単独事業所を有し実質的には耕地事務所は単なる經由機関となつており従来からの觀念が脱皮されず所長の権限と責任分野に明確な欠く面があるので、内部組織の改善合理化を図つて行政事務の円滑を期すべきである。

五 補助金交付と事務処理について

三 新農村建設事業等との相互連け、について
土地改良事業のほか新農村建設事業並びに小団地開発整備事業の施工の指導監督面を担当してゐるが、本庁

五 補助金交付と事務処理について

1 補助事業に対する補助金交付に当つては「鳥取県補助金等交付規則」によつて精算交付のほか、前金払及び概算払金としてそれぞれ交付手続をとらしているが、このうち前金払及び概算払するものの交付の時期その他補助金交付請求書に添付する書類等に検討を要するものがある。

2 県営畑地かんがい事業のうち配水路工の請負契約(本課契約)に当つては従来から高圧コンクリート管製造業者と一括契約により請負に附しているが、

西部耕地事務所

高圧管は別途購入支給により敷設工事は地元業者に請負わせることが財政効率上有利と考えられるので検討されたい。

3 耕地事業執行のための事務費に不足を生じ年度末期に到り已むなく国の指示によつて県営用排水改良事業費の本工事費を一百余万円減額しこれを事務費に振り替えた關係上この減額相当額の工費請負費は工事完了後契約変更とし支払を翌年度に繰延べていたことは適切と認め難い。

昭和三十三年四月二十三日監査

監査委員 萩原治郎
同 杉谷正雄

事業別	箇所	事業費	補助交付額	備考
一 本年度事業の執行状況				
団体管かんがい排水事業費	九	一、二〇一、〇〇〇	四、七二〇、〇〇〇	
同全体設計費	一	三三三、〇〇〇	一、六一、〇〇〇	
団体管耕地整備事業	六	七、〇三三、〇〇〇	一、五〇六、〇〇〇	積寒農道 五 急傾斜
過年度災害復旧耕地事業	六	一九、四九九、〇〇〇	一五、三三五、〇〇〇	

事業別	箇所	事業費	補助交付額	備考
同関連事業	三	二、四〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇	
三十二年度災害復旧事業	一七	五、七三三、〇〇〇	三、六五五、〇〇〇	
老朽溜池保全事業	一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
小田地開発耕地整備事業	六	三、二二二、〇〇〇	七、九七、〇〇〇	
県営大沢排水路事業	一	五、四八〇、〇〇〇		
計		五五、四一九、〇〇〇		

二 工事に対する監督、指導につき次の点留意されたい。

1 かんがい排水事業 江府町

事業費 六五〇、〇〇〇円

事業主体 貝田土地改良区

工期 着工 昭三二、一九、一三
完工 昭三二、一二、一三

護岸及び用水路工完成後における裏側埋戻しの不足せる箇所、用水路工コンクリート施工後の養生の不完全に基づく損傷箇所があつた。

2 かんがい排水事業 大山町

事業費 六〇〇、〇〇〇円

事業主体 平土地改良区

工期 着工 昭三二、一二、一二
完工 昭三三、三、一二

本工事のほか施越承認を得て一部事業を施工していたが総体的に施工程度は良好と認めた。

3 災害復旧工事(三一災堤塘工) 境港市渡地内
事業費 第一工区 一、一四〇、〇〇〇
第二工区 一、八六〇、〇〇〇

事業主体 境港市
工期 着工 昭三三、六、一一
完工 〃三三、三、二五

本堤塘工はコンクリートブロック積並びに練積石垣と天端、裏面工は土羽仕立工であるが、波浪により土羽部分の崩壊箇所があつたので土羽箇所の養生が必要である。
なお裏面の潮溜りのある箇所の土羽基礎は崩壊していたので設計上考究を要する。

4 大沢排水改良事業 (県営)
事業費 五、四八〇、〇〇〇円

本工事は前年度に引続き開水路一〇〇米、暗渠水路八〇米計一八〇米請負施工しているが、このうち用水路工(ブロック張り)に張出し箇所ブロック接合箇所の不完全のため目地から地下水の湧水箇所が箇所にあつて土砂が流出していた。また請負施工に伴う材料検査並びに出納は明確にしておくこと。

三 新宮谷溜池の建設工事は戦後放置されていたが、再び県営事業として申請中の処昭和三十三年度より国が直接調査するよう内定していたが、県としても必要な調査費は予算措置を講じ事業の推進を図る要がある。
また従来から懸案となつてゐる箕蚊屋地区の区劃整理事業の促進についても一層努力された。

四 職員は所長以下一七名と大沢排水関係職員三名であるが、このうち三名は他県派遣(三四、三、三一迄)中で実質的基幹要員に不足を告げ、現地指導監督の徹底が期し難いと認められるので、派遣者欠員の補充につき考慮の要がある。

五 経理出納事務は概ね適切に処理していたものと認められたが、補助事業に関連する台帳その他工事事務の処理は一層厳格に整理して置かれたい。

六 大沢排水改良事業は前記のとおり請負に附し予定どおり完了しているがその後年度末期に到り国の指示により工事費二十八万四千円減額されこれを事務費に振り替えた関係上この減額相当額の工費は施越の形をとり支払を翌年度に繰延べていたことは適切でなし。

中部耕地事務所

昭和三十三年五月七日、八日、六月十八日監査
監査委員 松本利治

同 萩原治郎
同 杉谷正雄

一 本年度事業の執行状況

	事業費	補助交付額
団体営かんがい排水事業	五、六、四五五、〇〇〇	二、六八、〇〇〇
同全体設計費	四五〇、〇〇〇	三、五〇〇
団体営耕地整備事業	三、一八、三三三、五〇〇	五、五九、〇〇〇

同全体設計費		29,000	33,000
区劃整理確定測量費		9,000	28,000
過年度災害復旧事業	一九	600,000	47,531,450
同関連事業	三	221,000	310,500
三十二年度災害復旧耕地事業	一	310,000	149,500
地盤変動対策事業	一	2,377,000	1,158,500
小田地開発整備事業	九	5,745,000	1,363,000
小計		40,555,500	16,275,450
北条用水改良事業		13,420,000	
北条浜かんがい事業(県営)		110,950,000	
〃(小規模)		16,140,000	
東郷池沿岸排水改良事業		18,010,000	内 七,866,000翌年度繰越
小計		27,570,000	

であつて、一億円を超える総事業を担当しているが、このうち県営である東郷池沿岸排水改良事業の一部を除き概ね円滑に執行しているものと認めた。

二 工事に対する監督、指導につき次の点留意されたい。

積寒農道 東伯町八橋
事業費 一、四四〇、〇〇〇円

事業主体	八橋中央土地改良区
工 期	着工 三三、一二、一六 完工 三三、三、三一
2 急傾斜農道	東郷町門田
事業費	三六七、五〇〇円
事業主体	門田部落共同施行
工 期	着工 三三、三、三一 完工 〃 三、三一

幹線農道の空積石垣(面積四三九平米)は施工粗雑であり、石材に規格以下のものを多数使用しており、石垣裏込、胴鋼梁石も不足していた。竣功検査は設計書と比較対照し厳にすべきである。また補助金交付に当つても慎重を期すること。

本工事は三十二年度より二ヶ年継続であつて本年度分は完了していたが岩盤切取不足箇所があつた。

3 北条用排水改良事業 (県営)

事業費	一二、四八〇、〇〇〇
請負額	九、九四〇、二九二
工 期	着工 三三、一〇、一七 完工 三三、二、一〇

本工事は前年度に引続き幹線水路一、五〇四米を施工しているが、請負施工に伴う材料検査並びに出納に明確を欠くものがあつたので、受払簿を作成し厳にすること。

なお施工監督上業者から提出する日報の確認、その他工事行程表の作成等に留意すること。

4 北条浜かんがい事業 (県営)

○ 大規模かんがい事業 二〇、九五〇、〇〇〇円

内 訳

- 第一揚水機工 一二、九七七、〇〇〇円 (請負額)
- 揚水機場附帯工 四、四四一、〇〇〇円 ()
- 用水路工 八七二、〇〇〇円 ()
- 電力設備工 一、二三六、〇〇〇円 ()
- その他 一、四二四、〇〇〇円 ()
- 小規模かんがい事業 一六、一四〇、〇〇〇円

請 負 額

国坂第一工区	配水路工	六〇二、〇〇〇円	工期	(三三、一一、二〇七)
国坂第二工区	給水栓工	二、四九九、〇〇〇円	"	(三三、三一、二〇七)
江北工区	排水路工	四、五六一、〇〇〇円	"	(三三、三六、一〇九)

であつて年度内完了しているが、両事業とも材料検査、出納に明確を欠くものがあつたので、整理しておくこと。特に本事業と同一施工している非補助分との材料出納が混同している事例もあつた。

5 東郷池沿岸排水改良事業

- 事 業 費 二、〇六〇、〇〇〇円
- 事務所、倉庫、収納庫新設 一、三一七、〇〇〇円 (請負額)
- 左岸突堤工用型枠(鉄製)五個 二七八、〇〇〇円 ()
- その他 二七五、〇〇〇円
- 用地買収費 一九〇、〇〇〇円

工事施工期は年度末期に至つて実施せられており監査当時なお手直工事を行つてゐた。

6 地盤変動対策事業 (東郷池周辺)

- 事 業 費 一八、〇二〇、〇〇〇円
- 内翌年度繰越額 七、八八六、〇〇〇円

堤塘工	請負額	一期	三、六二五、〇〇〇	工期	(三三、一一、二二六)
		二期	三、三五〇、〇〇〇	"	(三三、一五、三一七)
		(内繰越)	二、三五〇、〇〇〇		

客土工 請負額

(内繰越 五、五三六、〇〇〇) 工期 (三三、一三、二七) (三三、一五、三二)

本工事は着工適期を失し年度内完了ができず繰越としていた。堤塘工のうち引地工区は基礎石積、ブロック併列が設計通りになつていない箇所、玉石コンクリートの栗石規格外混同しているもの等総体に粗漏であつた。

また材料検査、出納に明確を欠き、出来高検定にも遺憾のものがあつた。

三 経理出納事務は概ね適切に執行しているものと認めだが補助金交付に当つて年度末期に前金払、概算払として交付していたが交付の時期につき検討を要する。

東 部 耕 地 事 務 所

昭和三十三年五月二十八日、六月二十五日監査
監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 杉 谷 正 雄

一 本年度事業の執行状況

事業費 補助交付額
四、九五、〇〇〇 一、六六、〇〇〇

同全体設計費 一一、〇〇〇 五、五〇〇

団体営耕地整備事業 八 四、四六、〇〇〇

同全体設計費 九〇、〇〇〇 三三、〇〇〇

過年度災害復旧事業 三三 一六、二五三、〇〇〇 一三、七六、九〇〇

三二年度災害復旧事業 四 一、四四九、〇〇〇 八七六、八〇〇

地盤変動対策事業 三 一、八〇〇、〇〇〇 六、四四、〇〇〇

小田地開発整備事業 一〇 四、二七五、〇〇〇 八九五、〇〇〇

新農村建設事業 三 二、六〇八、〇〇〇 三三八、〇〇〇

計 五六、三三三、〇〇〇 二八、六九七、七〇〇

湖山砂丘かんがい事業 (県営) 九、五二〇、〇〇〇

同 (小規模) 一、四〇〇、〇〇〇

計 一一、〇〇〇、〇〇〇

であつて概ね順調に執行しているものと認めた。

なお地盤変動対策事業の八十万円は、翌年度繰越されていたが、監査当日には完成していた。

二 工事に対する監督指導につき次の点留意された。

1 急傾斜農道 河原町山上 九四二、五〇〇円

本工事は延長一、二七四米巾員二、一米を年度内に完成してしたが、施工後切取法面が崩落している個所があつて側溝はほとんど埋没していた。盛土部分の搗固と土羽筋芝、路面仕立の不充分等更に残土処分は道路に隣接併行して路面より高く盛上げたまま放置してあるため、路面排水を不良の状態に導いていた。

- 2 三十二年災害 頭首工復旧工事 河原町佐貫
- 事業費 六三五、〇〇〇円
- 事業主体 河原町
- 工 期 昭三二、一二、二一
〃三三、三、二五

工事竣功検査後において、コンクリートをもつて堰体を嵩上げていたが、河川の維持管理上妥当でなし。河川における構造物の施工、設置に際しては事前に関係機関と連携、をとるべきである。

- 3 地盤変動対策事業 岩美町大谷
- 事業費 五、七三四、〇〇〇 (内繰越 八〇〇、〇〇〇)
- 事業主体 岩美町
- 工 期 昭三二、一一、二五
〃三三、五、三一

本工事は地盤沈下対策事業として昭和三十年年度から三ヶ年計画で着工し本年度で全体計画を完了のところ、前記

のとおり一部繰越されていた。客土量の検定については一層厳にされたい。

- 4 地盤変動対策事業 福部村細川
- 事業費 四、一九四、〇〇〇
- 事業主体 細川土地改良区
- 工 期 昭三二、一〇、二五
〃三三、三、二六

客土量が設計数量より増加しているのは塩見川改修工事の残土処分を転用したためである。設計に当つて相互連けい、を密にする要がある。

- 5 湖山砂丘畑地かんがい事業 (県営)
- 大規模かんがい事業
- 事業費 九、五一〇、〇〇〇
- 内 訳

- 第一揚水機工 三、八九五、〇〇〇 (請負)
- 配電設備工 二、九四〇、〇〇〇 (〃)
- 第一号送水管工 六二〇、〇〇〇 (〃)
- 第二号〃 一〇九、〇〇〇 (〃)
- 用地買収補償費 一七、〇〇〇 (〃)
- 機械費 一、〇五九、〇〇〇 (〃)

その他の 八七〇、〇〇〇

○小規模かんがい事業

事業費 一一、四〇〇、〇〇〇

内請負額

一号幹線水路工 六、九三〇、〇〇〇

工期 (三三、六、二六) (三三、二、二八)

暗渠工 二四八、〇〇〇

" " "

二号幹線水路工 四、〇三八、〇〇〇

" (三三、一、二四) (三三、三、二五)

であつていづれも年度内完了しているが、小規模事業の材料検査出納は一層明確にしておきたい。
三 経理出納事務は概ね適切に処理していたものと認めた。

中海干拓事業所

昭和三十三年四月二十四日監査

監査委員

荻原治

同 千代西尾泰

章郎

一 本年度事業の施工は

堤塘工事 五、八四二、四七五円

埋立工事 四、八二五、八七三円

その他の 一、七八一、六五二円

計 一一、四五〇、〇〇〇円

であつて年度内に完了し全体計画に対し一八・〇%の進捗率であるが、堤塘工事のうち第一工区は本年度をもつて完了し、この埋立工事は三十三年度で完了する予定であつた。

二 工事の施行監督は工程表を作成し業者から提出する作業日報の確認、その他により更に一層厳格を期する要がある。なお次の点留意されたい。

1 既設堤塘の前面腹付工は波浪のため捨石が移動し、基礎が露出している箇所があつた。堤塘腹付の補強策につき考究すること。

2 材料検査及び出納は一層明確にしておくこと。
なお堤塘腹付工の捨石検収は一層厳にすること。

3 基本埋立工のほか地元負担の埋立工も同時施工しているが県管分と地元分との施工内容の限界は明確にしておくこと。

三 経理出納事務は概ね適切に執行していたものと認めた。